

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用
(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 保育あり

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

- 1.行事・事業名(希望日・コース・回)
- 2.郵便番号・住所
- 3.氏名(ふりがな)
- 4.年齢(学年)
- 5.連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
- 6.そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

住民投票実施請求資格者の50分の1の数を公表

三鷹市自治基本条例に基づき、市政の重要事項に関して、住民投票の実施を求める署名ができる方(住民投票実施請求資格者)の総数は、平成23年9月1日時点で149,646人、必要署名数である50分の1の数は2,993人です。

☎政策法務課 ☎内線2216

生産緑地地区の都市計画変更案を縦覧します

◆縦覧

☎9月27日(火)～10月11日(火)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

☎まちづくり推進課(市役所5階)

◆ご意見のある方の意見書の提出

☎10月11日(火)(消印有効)までに、都市計画変更案の名称・氏名・住所を記入し、郵送またはメールで「〒181-8555まちづくり推進課」・✉machidukuri@city.mitaka.tokyo.jpへ

☎同課 ☎内線2811

東日本大震災避難者の下水道使用料減免期間を延長します

☎①震災により居住継続が困難な被災者、②福島第一・第二原子力発電所周辺で国が避難指示などを出した地域などからの避難者

※①・②に該当する方が給水契約者の場合は本人、親族などの住居に入居している場合は当該住宅の給水契約者

◆減免内容 1か月当たり下水道使用水量10m³以内までの使用料(420円)を免除

◆適用期間 下水道を使用開始した日の

属する月の使用分～平成24年7月31日(3月11日以降、対象要件が発生した時期にさかのぼって適用します)

☎所定の減免申請書、り災証明書または被災証明書(写し可)もしくは被災時の住所が分かる書類(運転免許証、保険証などの写し可)など申請に必要な書類を、東京都水道局営業所、多摩地区サービスセンター窓口へ

☎東京都水道局多摩お客さまセンター ☎0570-091-101、三鷹市下水道課 ☎内線2872

東日本応援ショップ「食べて応援しよう！」

東日本応援ショップでは三鷹市の姉妹・友好市町村の福島県矢吹町、山形県新庄市、山形県白鷹町、山形県戸沢村、岩手県遠野市、秋田県北秋田市、青森県五所川原市の青果・農産加工品などを取り揃えています。



ショップの売り上げの一部を被災地復興支援のために充てます。ぜひ足をお運びください。

☎下連雀3-34-20丸平ビル1階

☎株まちづくり三鷹 ☎40-9669

年金 国保・年金

国民健康保険 療養費の支給

下記のような場合、一度医療費を全額自己負担で支払い、その後保険課に

支給申請してください。審査で保険診療分として取り扱える金額を決定し、その金額から通常病院の窓口で負担する一部負担金を差し引いた金額を支給します。

◆対象

①やむを得ず保険証で治療が受けられなかったとき。

②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用器具代を支払ったとき。

③骨折、脱臼、打撲、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき(施術者が世帯主の委任を受けて、療養費の受取代理を行っている場合を除く)。

④医師が必要と認めたマッサージ、はり、灸の施術を受けたとき。

☎☎同課 ☎内線2388へ

※費用を支払った日から2年を過ぎると支給されません。

※療養費の支給は申請から3カ月程度かかります。

国民健康保険の保険証をお送りしました

現在使用している国民健康保険被保険者証は9月30日(金)で有効期限が切れ、10月1日(土)から新しい保険証になります。

新しい保険証は、世帯単位にまとめて、世帯主宛てに簡易書留郵便で9月16日に発送しました。9月25日(日)ごろまでには全ての世帯に届く見込みです。

※配達時に不在の場合は、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限日までに郵便局へ連絡し再度配達してもらるか、本人確認できるもの(保険証、免許証など)を持参して郵便局の窓口でお受け取りください。

☎保険課 ☎内線2382

9月30日(金)は後期高齢者医療保険料(第3期)の納期です

納期内の納付をお願いします。

◆保険料の納付は納め忘れがなく便利な口座振替で

口座振替依頼書に必要事項を記入・押印(届出印)のうえ、直接金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局の窓口へ。納付義務者以外の口座からも振り替えできます。振替日は納期限の日です。

☎保険課 ☎内線2391

9月30日(金)は国民健康保険税(第3期)の納期です

納期内の納付をお願いします。分割納付など納税に関する相談は保険課へ。

◆保険税の納付は納め忘れがなく便利な口座振替で

勤務先の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

☎同課 ☎内線2391

東日本大震災に伴う国民年金保険料の免除申請期間が延長されました

東日本大震災の被災に伴い住宅などが2分の1以上の損害を受けた方、福島第一原子力発電所事故に伴い避難された方を対象とした、平成22年度の免除・学生納付特例の申請期間が平成24年4月2日(月)まで延長されました。

平成23年度の申請も現在受付中です。くわしくはお問い合わせください。

☎市民課 ☎内線2394・武蔵野年金事務所 ☎56-1411

税金

家屋調査にご協力をお願いします

平成23年1月2日以降に新築・増改築された家屋は、事前に連絡のうえ、市職員(固定資産評価補助員)が室内の間取りの確認などに伺います。取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、資産税課へご連絡ください。

☎同課 ☎内線2364



相続・贈与などに伴う保険年金などに係る市民税・都民税について

相続や贈与などにより取得した生命保険契約などの年金に関する所得税の取り扱いが変更されました。これにより、市民税・都民税相当額の返還が受けられる場合があります。

平成17年12月31日以前に支払いを受

東野交番が建て替え工事のため一時閉鎖されます

東野交番(深大寺2-10-12)は、建て替え工事に伴い、9月下旬から一時閉鎖されます。

◆業務再開時期

平成24年3月頃(予定)

☎三鷹警察署地域課 ☎49-0110(内線2912)

三鷹駅前市政窓口臨時休館日のお知らせ

庁内電算システムの更新に伴い、9月24日(土)・25日(日)は臨時休館します。なお、自動交付機はご利用になれます。

☎三鷹駅前市政窓口 ☎42-5678

第63回市長と語り合う会 参加者募集

テーマ 「80歳の方と三鷹市を語る」

☎在勤を含む市民で、平成23年1月1日～12月31日に80歳になる方10人程度

☎10月20日(木)午後1時30分～3時30分

☎市長公室(市役所3階)

☎10月7日(金)までに「第63回市長と語り合う会参加希望」・必要事項(上記参照)・性別・語り合いたい内容を記入し、はがき・電子メールで「〒181-8555秘書広報課秘書係」・✉hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

◆傍聴者も募集します

☎在勤を含む市民5人

☎「第63回市長と語り合う会傍聴希望」・必要事項(上記参照)を記入し、はがき・電子メールで「〒181-8555秘書広報課秘書係」・✉hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

☎同係 ☎内線2011



〒250-0407 神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297-5
☎0460-82-1116 ☎0460-82-1743
HP http://www.mitakasou.jp

※電車で越しの場合は、小涌谷駅から送迎します(要予約)。

風爽やかな秋の箱根へ！ お泊まりは、源泉掛け流しの宿「箱根みたか荘」へ

- ◆11月宿泊分までの抽選後の空き室申し込みは直接お電話で！
- ◆12月宿泊分の抽選後の空き室申し込みは、9月20日(火)から直接お電話で！
- ◆平成24年1月宿泊分のはがき抽選申し込みが始まります！

☎10月1日(土)～7日(金)(消印有効)に、「専用往復はがき」(市役所、市政窓口、コミュニティセンターで配布)で箱根みたか荘へ。結果は10月18日(火)までに通知します